

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

1 家庭

家庭は、社会における最も基礎的な生活単位であり、人権教育の基礎を育む場として、教育の原点といえる家庭教育の充実を図ることが重要です。

子どもたちの人権感覚を育む基礎的な役割を担う家庭の役割を重視し、家族一人ひとりが人権について正しく理解し、互いに尊重しあい、良好な信頼関係の中で子どもたちの思いやりの心を育めるよう、家庭の教育力向上を促します。

2 学校・子育て支援機関

学校や子育て支援機関は、子どもたちそれぞれの発達や成長の段階に応じた体系的な人権教育によって、互いを思いやり、人権についての正しい理解と行動を身につけた子どもたちを育てるとともに、子ども同士によるいじめや暴力、教職員や保育士をはじめとする学校教育や子育て支援関係者による体罰、家族による虐待や育児放棄など、子どもの人権侵害の防止や早期解決に努める必要があります。

そのために、教職員や子育て支援関係者が人権についての認識を深め、子どもたちの状況に応じた質の高い教育や指導ができるよう、資質と指導能力の向上に努めます。

3 地域社会

地域社会の構成員として一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、すべての人の人権が真に尊重される社会の実現が求められます。

そのために、子どもから高齢者に至るまで、町民一人ひとりが人権について正しく理解し、行動できるよう、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会や情報の提供に努めます。

また、関係機関・団体等と連携しながら、異なる世代・価値観を持つ町民が、さまざまな人権課題について学習し、交流できる機会を提供するとともに、地域社会で人権教育・啓発を推進していく指導者の養成及びその資質の向上のための研修機会の充実に努めます。

4 企業・団体等

企業や団体等は、地域社会を構成する一員としての自覚を持ち、活動のあらゆる面で人権に配慮する社会的責任を負っています。また、地域経済の発展や雇用の創出だけでなく、人権についての高い認識を持ち、地域の中での先導者としての役割を担うことが期待されています。

性別、年齢、国籍などの違いや障害の有無などによる、雇用の場での採用時や賃金・昇進などの格差、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント¹などの人権侵害の防止と解消、仕事と家庭が両立できる環境づくりなどのために、企業・団体等と連携を図りながら、指導と啓発に努めるとともに、人権教育・啓発に積極的に取り組む企業・団体等を支援します。

家庭、学校・子育て支援機関、地域社会、企業・団体等、そして行政は、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現に向け、人権課題に対しての共通認識を持ち、連携や協調を図っていくことが重要となります。

そのために、共通認識を持つための研修機会の充実や、連携体制の推進に努めます。

¹ パワー・ハラスメント：同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり職場環境を悪化させる行為。